

任意売却に関する申出書

記入日	令和 年 月 日
氏名 住所 <small>(携帯)電話番号</small>	
氏名 住所 <small>(携帯)電話番号</small>	

私（債務者又は連帯保証人）は、独立行政法人住宅金融支援機構等※（以下「機構」といいます。）に対する債務に係る担保物件を売却することとし、売却代金を機構への支払に充てることを申し出ます。

売却代金によって残債務を完済できないことも考えられますが、破産申立てを行わない場合には、残債務について可能な範囲で弁済することを機構と協議させていただきます。

なお、任意売却に当たっては、決定した仲介業者とともに機構の任意売却パンフレット等に定められた内容を理解した上で、これに定める手続に従い、住宅ができるだけ良い状態にして広く買い手を探すよう心掛け、少しでも高値で売却するよう努力いたしますので、残債務を完済できない場合には、延滞損害金減額の相談に応じていただくようあらかじめお願ひします。

私（担保提供者）も、担保提供した物件の売却に同意します。

併せて、私達は下記の事項についても同意します。

記

1 任意売却を仲介する業者について以下のとおり申出します。（次の(1)又は(2)に○印）

(1) 次の仲介業者に決定しました。

業者名

連絡先 〒

住所

電話番号 ()

担当者名

(2) 後日決定します。

2 担保物件の仲介を行う（希望する）業者に対して、機構が任意売却に必要な私の個人情報（氏名、連絡先、残債務額等）及び物件情報を提供すること、機構が仲介業者から売却情報の提供を受けること並びに機構が関係権利者に残債務額等の確認を行うことに同意します。

3 任意売却が成立する見込みがないと機構が判断する場合、機構により不動産競売の申立てが行われることのあることを承諾します。

4 私は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約します。これらに該当することが判明した場合は、任意売却を中止し、機構により不動産競売の申立てが行われることを承諾します。

5 債権証書の返還の前後にかかわらず、機構の債権が残存する限り、担保物件に係る特約火災保険が付保されている場合は、機構が解約して私の残債務に充当すること並びに機構以外の保険金請求権に係る質権者が存在する場合には、充当の額及び方法について機構の指定に従うことについて同意します（破産若しくは民事再生の開始決定が出ている場合又はそれらの手続について弁護士又は司法書士に委任している場合を除きます。）。

※ 独立行政法人住宅金融支援機構等（本文中の「機構」）の説明

お客様が独立行政法人住宅金融支援機構を通じて独立行政法人福祉医療機構から借り入れをしている場合には、独立行政法人福祉医療機構を含みます。

※ 借入申受理日が令和2年10月1日以後で新機構団信（金利組込方式）に加入している場合は、期限の利益の喪失が債務弁済充当約款の解約事由に該当することから、全額繰上償還請求期限日をもって保障が終了（団信脱退）となります。

※ 借入申受理日が平成29年10月1日以後のフラット35（買取型）を利用し新機構団信（「新3大疾病付機構団信」を含む。）に加入している場合は、期限の利益の喪失が債務弁済充当約款の解約事由に該当することから、全額繰上償還請求期限日をもって保障が終了（団信脱退）となります。

【株住宅債権管理回収機構 専用書式】

※他の債権回収会社での任意売却時にはご利用いただけません。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として、お客様（債務者本人及び保証人をいいます。以下同じ。）の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

株式会社住宅債権管理回収機構 個人情報保護管理責任者 個人情報保護担当取締役
TEL : 03 - 3513 - 1947 〒 162-0811 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル

2. 個人情報の利用目的・利用項目

お客様又はその代理人の個人情報は、①債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業務（「特定金銭債権の管理及び回収業務」、「特定金銭債権以外の債権集金代行業務」及び「債務者に関する調査業務」をいいます。）、②金銭の貸付及び金銭貸借の媒介に関する業務（「融資実行に関する契約事務代行業務」及び「融資対象物件等に関する現地調査業務」を含みます。）を行う目的のため、当社において正当な事業遂行の範囲内で利用いたします。

（利用する項目）

(1) 債権に係る個人の識別に関する情報；

お客様の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、勤務先、収入 等

(2) 債権に係る契約内容、現在の状況等に関する情報；

契約年月日、債権元本、約定返済額、入金履歴、現在債権残高 等

(3) 取引先から委託される情報；上記(1)及び(2)の内容

お客様又はその代理人の当社に対する個人情報の提供については、お客様又はその代理人の任意によるものです。ただし、必要な項目を提供していただけない場合には、上記利用目的に付随する契約等をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限り、2に記載の個人情報を含む内容を当社以外の第三者に提供することがあります。

(1) 他の金融機関、債権回収会社等の第三者に対して債権譲渡をする場合

- ・提供の目的：債権譲渡又はこれに関連して行われる特定金銭債権の分析、デューデリジェンスのため
- ・提供の手段又は方法：書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含みます。以下同じ。）による

(2) 担保物件等の資産の処分先を探す場合

- ・提供の目的：担保物件及び債権の売却先を探すため
- ・提供の手段又は方法：書面による

(3) 法令に基づく場合又は国の機関、地方公共団体等から適法に開示を要求された場合

- ・提供の目的：国の機関、地方公共団体等の事務の遂行に協力するため
- ・提供の手段又は方法：書面による

4. 個人情報の取扱いの委託

当社は現地調査の委託、不動産鑑定の委託、管理回収に関する法律事務等の委任、登記事務の委託、登記事項証明等の取得の手続の委託、契約書類の作成等のため、保有する個人情報の取扱いを第三者に対して委託することができます。この場合には、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先又は委任先を選定し、個人情報の適正管理・機密保持に関する契約の締結により、お客様又はその代理人の個人情報の漏洩の防止に必要な事項を取り決め、適切な管理を実施しています。

5. お客様からの開示等の申込みの応諾

お客様は、当社に対してご自身の個人情報の開示等（開示、利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除、利用の停止若しくは消去又は第三者に対する提供の停止）に関して、当社の問合せ窓口に申し出ることができます。

その際、当社は、申出をされた方がお客様ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。ただし、当社に開示権限がない場合又は当社の業務遂行に重大な支障をきたす場合及び第三者の権利を害する場合には、対応いたしかねることがありますのであらかじめご了承ください。

なお、個人情報に関する当社の問合せ先は、次のとおりです。

〒162-0811 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル

株式会社住宅債権管理回収機構 コンプライアンス部

TEL : 03 - 3513 - 1947 (受付時間 9:00~17:00)

※ 土・日曜日、祝日、年末年始は、翌営業日以降の対応とさせていただきます。

※個人情報の取扱いに関する同意について

私は、本書に記載されている「個人情報の取扱いについて」の内容を理解し、同意いたします。

年 月 日

署名（自筆） _____

署名（自筆） _____